

南房総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

- ・ 子ども・子育て支援金に係る課税方式及び保険税率
- ・ 課税限度額の引上げ、軽減判定所得の基準額の見直し

子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援金制度とは

- ・子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。
- ・「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充（加速化プラン）を図ることとしました。
- ・その後、当該プランを賄う安定財源の一つとして子ども・子育て支援金制度の創設を含む子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月5日に成立しました。
- ・令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付します。

こども未来戦略〈加速化プラン〉

- 児童手当の拡充
- 妊婦のための支援給付
- こども誰でも通園制度
- 出生後休業支援給付
- 育児時短就業給付
- 育児期間中の国民年金保険料免除

子ども・子育て支援金制度について

国民健康保険税について

- ・国民健康保険税は、医療費の財源となる「基礎課税分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満までの介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分から構成されています。
- ・これらに加え、令和8年度からは新たに「子ども・子育て支援金」の賦課・徴収が開始されます。

南房総市国民健康保険税の課税方式(現行)

基礎課税分

後期高齢者
支援金分

介護分



子ども・子育て
支援金分

令和8年度から

子ども・子育て支援金に係る課税方式及び保険税率

改正理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）に基づき、令和8年度から医療保険料に上乗せする形で「子ども・子育て支援金」の課税・徴収が開始されることから、本市の国民健康保険の子ども・子育て支援金に係る課税方式と保険税率について、本協議会の意見を伺うものです。

南房総市国民健康保険税率(現状)

	基礎課税分	後期高齢者 支援金分	介護分	子ども・子育て 支援金分
所得割額	7.17%	2.57%	2.12%	
均等割額	26,000円	16,000円	15,800円	
平等割額	26,500円	—	—	
課税方式	3方式	2方式	2方式	

子ども・子育て支援金に係る課税方式及び保険税率

1 課税方式

国民健康保険税の課税は、3つの区分があります。

- (1) 前年の世帯所得に応じて課税する 「所得割額」
- (2) 被保険者1人あたり定額を課税する 「均等割額」
- (3) 1世帯あたり定額を課税する 「平等割額」

南房総市の課税方式について

千葉県は、子ども・子育て支援金の標準的な賦課方式について「2方式」としています。

理由としては、子ども・子育て支援金制度の趣旨から、「18歳未満の均等割額は全額軽減される」ことを考慮すると、18歳未満を含む世帯に対して賦課する平等割額は馴染まないとしています。

➡ そのため、南房総市の課税方式についても2方式とします。

- ・ 子ども・子育て支援金の課税方式は「18歳未満被保険者」と「18歳以上被保険者」で異なり、「18歳未満被保険者」は均等割額を賦課しますが、全額軽減され、その軽減に要する費用を「18歳以上均等割額」として18歳以上被保険者に賦課されます。

2 保険税率

令和8年度に本市が千葉県に納付する「子ども・子育て支援金」は、約2千6百万円です。支援金の納付に必要な保険税率（標準保険税率）が千葉県から示されています。

標準保険税率 所得割率 0.24% 均等割額 1,561円 18歳以上均等割額 34円

南房総市では、標準保険税率に準じた保険税率を予定しています。

税率(案) 所得割率 0.24% 均等割額 1,560円 18歳以上均等割額 40円

税率設定の考え方

標準保険税率を下回る保険税率の場合、市の持ち出し分（赤字）が生じます。標準保険税率に準じることで、国民健康保険の収支悪化を防ぐことができます。

➔ 税率は納付金を賄うための保険税の参考として県が示す「標準保険税率」を採用します。

子ども・子育て支援金に係る課税方式及び保険税率

令和8年度

納付金必要額 26,477,831 円

所得割率

0.24 %

均等割額

1,560 円

18歳以上均等割額

40 円

一人当たり負担額 年 2,616 円 / 月額 218 円

(参考 国見込み額 年 3,000 円 / 月額 250 円)

課税限度額の引上げ、軽減判定所得の基準額の見直し

課税限度額の引上げ（子ども・子育て支援金分は令和8年度分から設定）

	現行	改正後
基礎課税分	66万円	67万円
後期高齢者支援金分	26万円	変更なし
介護分	17万円	変更なし
子ども・子育て支援金分	—	3万円
合計	109万円	113万円

軽減判定所得の基準額の見直し

	現行	改正後
5割軽減	43万円 + (給与所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 30.5万円 × 被保険者数以下の世帯	43万円 + (給与所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 31万円 × 被保険者数以下の世帯
2割軽減	43万円 + (給与所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 56万円 × 被保険者数以下の世帯	43万円 + (給与所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 57万円 × 被保険者数以下の世帯

※ 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

改正政令は、例年3月下旬に公布され、その改正事項は令和8年度国民健康保険税から適用となることから、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、市長の専決処分で条例を改正する予定です。